

あいわこども園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人清水双葉会
代表者氏名	理事長 増田俊一
所在地	静岡市清水区南矢部 668-10
電話番号	054-351-2030
法人設立年月日	昭和53年 3月13日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営 一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業 乳児等通園支援事業

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする
運営方針	①園で長い時間過ごす子どもたちがいつも心地よく過ごすことができるよう、『家庭の雰囲気』を大切にします。 ②子どもたち一人ひとりが人として尊重されていることが実感できるように援助します。 ③就学までに必要な体の育ちと心の育ちを身につけられるように援助します。

3 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	あいわこども園		
開設年月日	令和6年 4月 1日		
施設の所在地	静岡市清水区下野町12番68号		
連絡先	電話番号 054-361-1015 F A X 054-361-1016		
事業所番号	03266		
管理者	園長 増田栄子		
利用定員	満3歳以上の児童【2号】	25人	
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	17人	
	満1歳未満の児童【3号】	8人	
職員数	25人		
嘱託医	かどたこどもクリニック 門田景介	TEL	054-344-1181
	安藤歯科クリニック 安藤秀樹	TEL	054-345-0446

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
教育・保育を提供する時間	開園時間 標準時間認定(仮) (11時間)	7時00分から19時00分 午前8時00分から午後7時00分又は 午前7時00分から午後6時00分までの 範囲内で保育を必要とする時間
	延長保育(仮) (標準時間認定を超えての 延長保育には時間帯で延長 保育料がかかります)	午前7時00分から午前8時00分又は 午後6時00分から午後7時00分まで 延長保育を実施します。
	短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの 間で保育を必要とする時間

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1464.33 m ²	
建物	構造	鉄骨造2階建	
	延床面積	732.70 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	乳児室	1室	58.50 m ²
	ほふく室	1室	102.00 m ²
	保育室	2室	99.32 m ²
	調理室	1室	27.07 m ²
	調乳室	1室	5.00 m ²
	沐浴室	1室	7.50 m ²
	医務室	1室	18.00 m ²

本園では「静岡県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡県条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和8年4月1日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	保育士、幼稚園教諭1種免許	人	
主幹保育教諭	1人	保育士、幼稚園教諭1種免許	人	
指導保育教諭	1人	保育士、幼稚園教諭2種免許		
保育教諭	10人	保育士、幼稚園教諭1,2種免許	5人	保育士、幼稚園教諭1,2種免許
栄養士	2人	管理栄養士、栄養士	1人	栄養士
用務員	人		1人	
その他	人		1人	事務員

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2) 毎日の教育・保育の流れ（日課）

一日の日課は、以下のとおりです。

	7:00-8:30	9:30	10:00	11:30	13:00	15:00	16:30-19:00
(3歳未満児)	順次登園	自由遊び(クラス)活動	食事	午睡	午後食	順次降園	
(3歳以上児)	順次登園	自由遊び	クラス活動	食事	午睡	午後食	順次降園

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及び午後食	二人の栄養士が献立を作成しています。栄養のバランスはもちろん、楽しく、味わっておいしく食べることができるように考えています。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

②身体測定

月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

(5) その他

地域子育て支援拠点事業の実施。

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る徴収

(1) に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
主食費	3・4・5歳児	月額	800円
副食費	3・4・5歳児	月額	5,000円
コット維持費	全園児	月額	300円
ゴム印代（入園時）	全園児		250円

※ 上記のほか、園外保育(遠足)の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

9 支払方法

- (1) 口座振替払（引落日：毎月15日）：清水銀行の口座が必要です。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が小学校に就学したとき。
(2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	株式会社 損保ジャパン
保険の種類	賠償責任保険、傷害保険
保険の内容	1事故につき 10億円まで 1名につき 1億円まで

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：清水消防署 届出日：令和6年 7月 防火管理者：増田俊一
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 増田栄子
-------------	---------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 増田栄子	
苦情受付担当者	主幹保育教諭 兼光景子	
第三者委員	澁谷紀美代	連絡先 054-363-0544
	酒井 裕子	連絡先 090-4863-4997
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

